

令和3年3月17日

厚生委員会資料

市民生活部

目 次

【報告事項】

- 1 富山市自転車利用環境整備計画の策定について 1 頁
- 2 第2次富山市スポーツプランの策定について 10 頁

1 富山市自転車利用環境整備計画の策定について

[生活安全交通課]

概 要

平成23年3月に策定した「富山市自転車利用環境整備計画」が令和2年度をもって期間満了を迎えることから、「次期富山市自転車利用環境整備計画」を策定したものの。

SUSTAINABLE CITY TOYAMA by BICYCLE

自転車活用による持続可能なまち とやま

令和3年3月
富山市

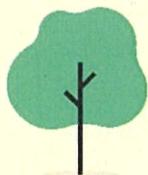


富山市自転車利用環境整備計画

富山市自転車活用推進計画

2021年度—2030年度

概要版



1. 計画の概要と基本方針



(1) 計画の背景と将来像

本市では、平成 23 (2011) 年 3 月に「富山市自転車利用環境整備計画」(以下「前計画」という。)を策定し、「はしる」「とめる」「いかす」「まもる」の 4 つの基本方針に基づき、施策を推進してきました。前計画の取組には一部課題は残りますが、一定の成果を上げており、国による「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン[※]」の策定や、自転車活用推進法が平成 29 (2017) 年に施行されるなど、国・県における動向や、社会的な背景を踏まえ、計画を継続的に、また、より高めて行く必要があります。

本計画では、以上の背景に加え、富山市 SDGs 未来都市計画の目指す将来像「コンパクトシティ戦略による持続可能な付加価値創造都市の実現」を踏まえ、将来像を『SUSTAINABLE CITY TOYAMA by BICYCLE ～自転車活用による持続可能なまち とやま～』とします。安全で快適に自転車を利用できる社会の実現により、自転車利用者の利便性を向上させるとともに、自転車の利用が、市民一人ひとりの生活の質の向上につながることで、市民にとって魅力的なものとなることを目指します。

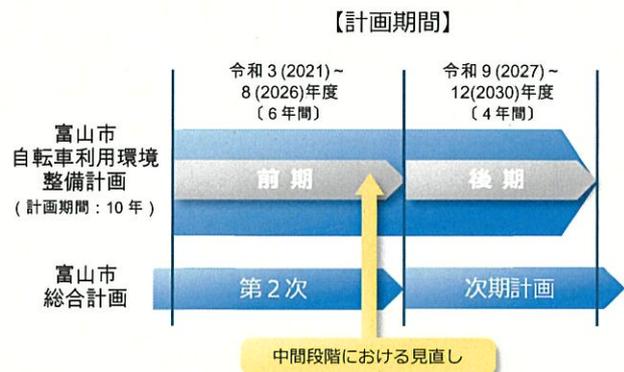
将来像

SUSTAINABLE CITY TOYAMA by BICYCLE

～自転車活用による持続可能なまち とやま～

(2) 計画の期間

本計画は、令和 3 (2021) 年度を初年度として、令和 12 (2030) 年度までの 10 年間の計画期間とします。なお、第 2 次富山市総合計画の終期である令和 8 (2026) 年度までの 6 年間の前期とし、次期富山市総合計画の策定状況などを踏まえ、中間段階において、必要に応じ見直しを行います。



(3) 基本方針

本計画では、前計画における成果と課題を踏まえ、前計画との継続性を重視し、基本方針として「はしる」「とめる」「いかす」「まもる」の 4 本柱を継承します。各柱の内容は、「はしる～自転車走行空間整備～」「とめる～駐輪環境整備～」「いかす～自転車の利用促進と健康増進・観光振興～」「まもる～ルール遵守・マナー向上～」とし、「つづける＝継続」「たかめる＝発展」を基本方針に加え、それぞれの柱に位置づけた施策を推進します。

[※]安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン：自転車の車道通行を前提とした自転車走行空間の標準的な整備手法等を示したガイドラインで、平成 24 (2012) 年に国土交通省・警察庁が発出し、平成 28 (2016) 年に改定されています。

【4本柱の基本方針に対応した施策項目】

＜前計画における成果と課題＞

- 成果
- 課題

- 前計画における自転車ネットワーク路線がおおむね完成
- 自転車事故は大幅に減少しているが、安全性に対する実感が低い
- 歩道通行が常態化している
- 自転車走行空間整備や安全対策に対する要望が多い

＜本計画における施策項目＞

～自転車走行空間整備～

- 1) 自転車ネットワークのエリアを拡大し、継続的に自転車走行空間を整備
- 2) 安全で快適な自転車走行空間の整備
- 3) 自転車事故発生箇所等における交通安全対策の実施

～駐輪環境整備～

- 1) サイクル アンド ライド (バス・鉄道) 駐輪場の充実
- 2) 長期駐輪や放置自転車対策の強化
- 3) 民間・行政による多様な駐輪ニーズに対応した駐輪場の整備
- 4) I o Tの活用

～自転車の利用促進と健康増進・観光振興～

- 1) 自転車を活かしたライフスタイルの推進
- 2) クルマから自転車への転換による健康増進・環境負荷の低減
- 3) 観光分野での国・県・民間事業者との連携
- 4) 余暇での活用
- 5) その他、様々な場面での自転車の活用

～ルール遵守・マナー向上～

- 1) ライフステージに応じた効果的な交通安全教育の実施
- 2) 自転車ルール・マナーに関する情報発信の推進
- 3) 自転車損害賠償責任保険加入の促進等に向けた啓発

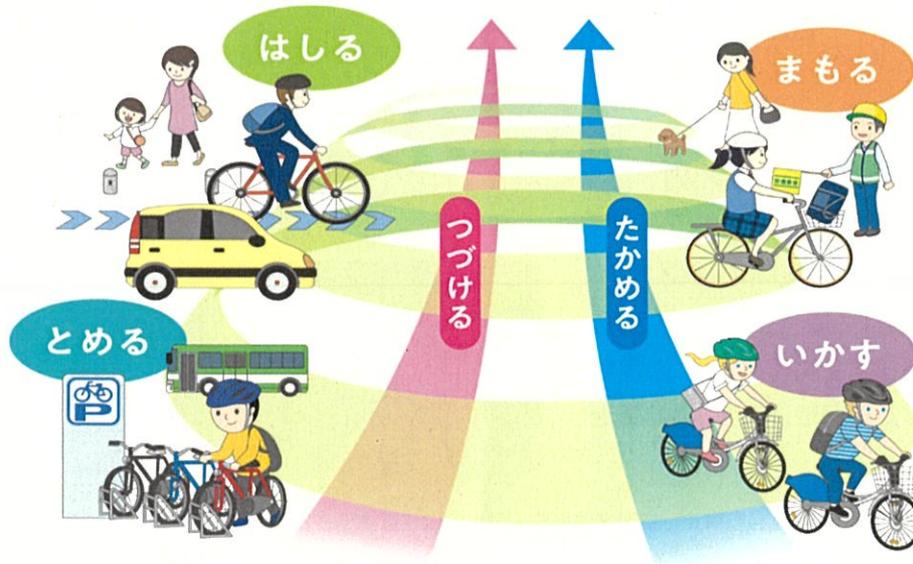
「はしる」

「あそぶ」

「つかう」

「守る」

SUSTAINABLE CITY TOYAMA by BICYCLE



4本柱の基本方針に位置づけた施策を「つづける」、「たかめる」ことにより、自転車利用環境向上の好循環を生み出し、『SUSTAINABLE CITY TOYAMA by BICYCLE』の実現を目指します。

【将来像の実現イメージ】

※自転車損害賠償責任保険：自転車の運行によって人の生命または身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険または共済をいいます。

2. 自転車利用環境整備に向けた取組



(1) はしる ～自転車走行空間整備～

前計画でおおむね完成した自転車ネットワーク路線^{※1}を拡大し、安全で快適な自転車走行空間の整備を進めることで、市民が走りやすいと実感できるまちを目指します。

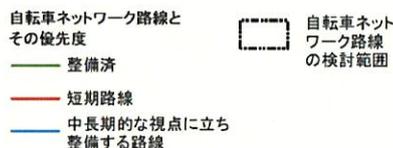
施策項目別の取組

施策項目	自転車利用環境整備に向けた取組
1) 自転車ネットワークのエリアを拡大し、継続的に自転車走行空間を整備	①広域的な自転車ネットワーク路線の整備 ②郊外における整備 ③自転車走行空間の整備効果の検証
2) 安全で快適な自転車走行空間の整備	・様々な形態による自転車走行空間の整備
3) 自転車事故発生箇所等における交通安全対策の実施	・危険箇所等の交通安全対策（交通安全指導・道路改良等）の実施

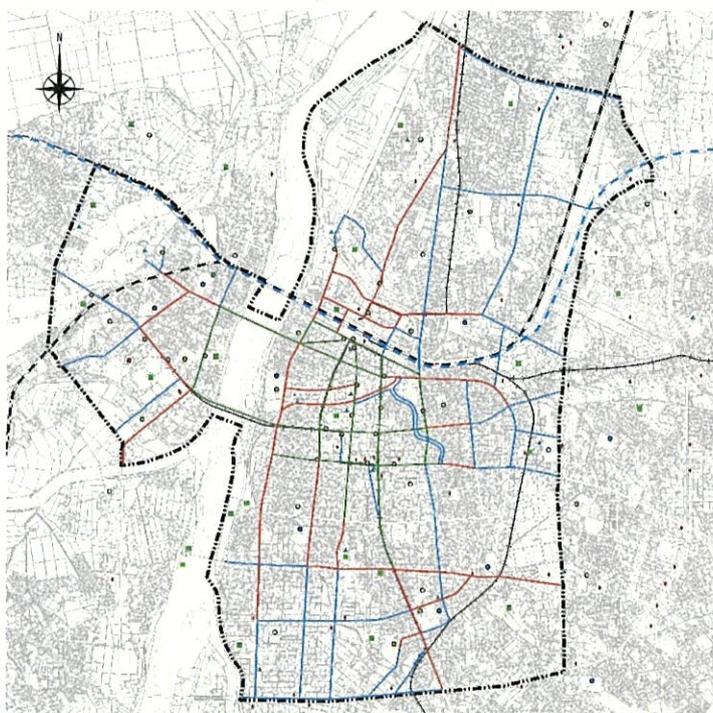
◆広域的な自転車ネットワーク路線の整備

安全で快適な自転車走行空間を広げるため、富山駅を中心とする自転車利用が多く見込まれる区域を自転車ネットワーク路線の検討範囲^{※2}として、自転車走行空間の整備対象となる「自転車ネットワーク路線」を設定します。

自転車ネットワーク路線の短期路線については、自転車利用ニーズ等が高いことから、計画期間である令和12(2030)年度までの整備を目標とします。



【自転車ネットワーク路線の選定結果】
出典：国土地理院基盤地図情報（背景図）



◆様々な形態による自転車走行空間の整備

自転車の車道通行を原則とし、道路交通状況に応じた整備を図る国のガイドラインを踏まえつつ、市民意識や道路の整備状況に応じた形態で、安全な自転車走行空間の整備を進めます。



※1 自転車ネットワーク路線：安全で快適な自転車走行空間を効果的・効率的に整備することを目的に、連続的に広がる自転車ネットワークを構成できるよう選定した路線をいいます。
 ※2 自転車ネットワーク路線の検討範囲：前計画の自転車ネットワーク路線がおおむね完成していることや、まちづくりや交通網の整備（富山駅路面電車の南北接続、あいの風とやま鉄道の新駅整備、アヴィレステーションの位置等）に関する状況を踏まえ、富山駅を中心とする自転車利用が多く見込まれる区域を検討範囲としました。

(2)「とめる」 ～駐輪環境整備～

自転車が公共交通と連結するための駐輪場整備を推進しつつ、長期駐輪や放置自転車への対策、民間と行政の連携により、駐輪場の利便性を高めます。

 施策項目別の取組	自転車利用環境整備に向けた取組
1) サイクル アンド ライド(バス・鉄道) 駐輪場の充実	① 富山駅周辺における駐輪場の整備 ② あいの風とやま鉄道の新駅設置や改札口の新設に伴う駐輪場整備 ③ 富山地方鉄道電鉄富山駅周辺高架化に伴う駐輪場の整備 ④ サイクル アンド バスライド駐輪場の活用 ⑤ 駐輪場のバリアフリー化
2) 長期駐輪や放置自転車対策の強化	① 放置自転車の撤去と再発防止 ② 放置自転車の適切な保管・リサイクル
3) 民間・行政による多様な駐輪ニーズに対応した駐輪場の整備	① 新設商業施設等の附置駐輪場整備の指導 ② 鉄道事業者と連携した駐輪場管理体制の強化 ③ 中心市街地における駐輪環境の充実
4) IoTの活用	・ 混雑状況が分かるような駐輪場のIoT化の検討

◆富山駅周辺における駐輪場の整備

富山駅周辺のあいの風とやま鉄道高架化に合わせ、富山駅周辺の土地区画整理事業の一環として、現在の富山駅北自転車駐車を富山駅高架下に移転・整備し、自転車通勤・通学者の利便性の向上に努めます。また、富山駅北側における新たな駐輪場の整備を検討します。

◆あいの風とやま鉄道の新駅設置や改札口の新設に伴う駐輪場整備

あいの風とやま鉄道沿線において、駅周辺の開発が進む東富山駅東口と呉羽駅北口、富山ー東富山駅間に設置される新富山口駅で、駐輪場の整備を行います。



【東富山駅東口の整備イメージ】

◆サイクル アンド バスライド駐輪場の活用

本市では、コンパクトなまちづくりを推進するため公共交通の利用促進を図っており、バス停周辺に駐輪場を設置することでバス利用者の増加が期待できます。現在、9箇所（収容63台）のサイクル アンド バスライド駐輪場が整備されており、今後も周知、啓発に努め、利用促進を図ります。



【駐輪場の専用案内サイン】

【サイクル アンド バスライド駐輪場（赤田）】

◆混雑状況が分かるような駐輪場のIoT化の検討

自転車利用者の利便性向上や駐輪場利用の偏りを解消するため、本市が構築したセンサーネットワークを活用し、駐輪場の混雑状況を確認できるシステムの導入を、民間事業者とともに検討します。

(3) 「いかす」 ～自転車の利用促進と健康増進・観光振興～

健康、観光、防災などの多様な視点で自転車利用を促進し、多くの市民が自転車を楽しく使えるよう、情報発信などの取組を行うとともに、歩くこととの調和・連携を目指します。

 施策項目別の取組	自転車利用環境整備に向けた取組
1) 自転車を活かしたライフスタイルの推進	①健康セミナー・イベント等の開催 ②自転車利用のイメージ向上に寄与する情報発信
2) クルマから自転車への転換による健康増進・環境負荷の低減	①サイクル アンド バスライド駐輪場の活用・周知 ②自転車通勤等の促進 ③シェアサイクルの運営、利用促進策の展開 ④歩くライフスタイルとの連携
3) 観光分野での国・県・民間事業者との連携	①県広域のサイクリングコースの利用促進への協力 ②MaaS による様々な移動手段との連携
4) 余暇での活用	①サイクルスポーツを楽しむ施設の整備・管理 ②レンタルサイクルの運営、タンデム自転車の貸出 ③サイクルトレインの普及 ④サイクルイベントの開催・協力 ⑤サイクリングマップ作成の検討 ⑥市民・事業者による自転車活用の推進
5) その他、様々な場面での自転車の活用	①ホームページ等の整備 ②災害時の活用 ③高齢者による利用

◆健康セミナー・イベント等の開催

生涯スポーツとしての定着にむけ、各種団体と連携した、健康セミナー・イベント等の開催を検討します。自転車利用のメリットや楽しみ方について学ぶことができる講座の開設や、既存施設等を活用した体験イベントやプログラム等の実施を検討します。

◆サイクルスポーツを楽しむ施設の整備・管理

本市が運営する「富山市ストリートスポーツパーク」と「富山市久婦須川ダム周辺広場マウンテンバイクコース」は、BMX コースやクロスカントリーコース等を有していることから、多様な自転車文化の発展に向け、市内外からの施設利用者の増加に努めます。



【富山市ストリートスポーツパーク】

◆シェアサイクルの運営、利用促進策の展開

自転車市民共同利用システム「アヴィレ」の利便性向上や市内の回遊性等の向上のため、ステーションの増設を必要に応じて検討するとともに、一層の利用促進に努めます。



【アヴィレ 民俗民芸村ステーション】

◆サイクルイベントの開催・協力

グランfond富山実行委員会ではサイクルイベント「グランfond富山」を開催しています。今後も、各種団体が連携し、自転車の楽しさを多くの市民に知ってもらう機会を創出します。



【グランfond富山 2019】

(4)「まもる」 ～ルール遵守・マナー向上～

子どもから高齢者、外国人まで、多くの自転車利用者へ、自転車の安全利用に関するルール・マナーを周知するため、交通安全教育等を実施します。

 施策項目別の取組	自転車利用環境整備に向けた取組
1) ライフステージに応じた効果的な交通安全教育の実施	①ライフステージに応じた交通安全教育 ②小学生・中学生への自転車マナーの周知、スケアードストレート等の交通安全教育 ③児童やサイクリストを対象とした交通安全教室 ④富山県交通公園等を活用した交通安全教育
2) 自転車ルール・マナーに関する情報発信の推進	①自転車利用者への交通ルールや駐輪マナー・点検実施の啓発 ②交通安全対策協議会との連携 ③外国人へのルール遵守・マナー向上の啓発 ④クルマのドライバーへの啓発
3) 自転車損害賠償責任保険加入の促進等に向けた啓発	・自転車損害賠償責任保険加入の必要性やヘルメット着用の有効性の理解を高める周知

◆ライフステージに応じた交通安全教育

自転車利用者の年齢層やライフステージに応じて、効果的な交通安全教育を実施できるよう、県警察や交通安全協会による交通安全教育の実施状況を踏まえ、世代別の教育体制を整えるとともに、切れ目のない安全教育の在り方を検討します。

◆外国人へのルール遵守・マナー向上の啓発

技能実習生等の外国人を対象とした自転車の安全利用に関する交通安全出前講座を、警察や交通安全協会と連携しながら実施します。また、外国人が多く在籍する企業や大学、団体に対し、交通安全教育の実施を促します。



【外国人を対象とした交通安全教室】

◆自転車損害賠償責任保険加入の必要性やヘルメット着用の有効性の理解を高める周知

自転車損害賠償責任保険への加入促進と、ヘルメットの着用による身体傷害軽減の有効性について、ホームページ等で広く周知します。



自転車損害賠償保険に加入していますか？

富山県では、平成31年3月施行の「富山県自転車活用推進条例」において、自転車利用者は、自転車損害賠償保険への加入に努めなければならないこととされました。

●自転車は車両です。事故のリスクがあります

自転車は比較的便利な乗り物ですが、自分がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、死に至る事故を起こす危険性があります。また、賠償も受けやすいことでもあります。

- ① 重大な自転車事故を起こすと、100万円以上あれば
- ② 車禍死・致死傷、道交法違反などの刑事処分が科せられる「刑事上の責任」
- ③ 損害賠償という「民事上の責任」
- ④ 被害者を見舞い金等に相当する「道義上の責任」などが科せられます。

●自転車事故の高額損害賠償の事例

事例① 賠償額 9,521万円

(神戸地裁 平成25年7月判決)
夜間、坂道を上った児童が歩道中の男子小学生の運転する自転車と衝突、歩行中の62歳の女性と衝突。女性は頭部骨折等で意識が戻らず、保護者の円満に賠償命令。

事例② 賠償額 5,438万円

(東京地裁 平成19年4月判決)
社用、自転車を運転する男性がナンバー無しで高速で交差点に進入。青信号で横断歩道を歩行中の55歳の女性と衝突。女性は頸椎骨折等で11日後に死亡した。

保険に加入しているか確認を!!

あなたは、すでに自転車事故に備える保険に入っているかも知れません。加入しているかどうかご確認ください。

【自転車損害賠償責任保険への加入を呼びかけるチラシ】

富山県自転車活用推進条例において、自転車利用者は、自転車損害賠償責任保険の加入に努めることとされています。

3. 計画の実現に向けて



(1) 計画の推進

本計画は、市民や民間事業者、交通事業者、関係機関・団体が一丸となり、市民協働による施策として推進します。また、庁内の組織が横断的に連携し、施策の推進を図ります。

本計画（Plan）に基づく取組（Do）に対して、評価指標により施策の進捗状況を評価・検証（Check）し、必要に応じて計画の改善（Action）を行います（PDCA サイクルの実施）。計画の中間段階では、自転車に関連する団体などからの評価や要望を確認し、施策の達成状況を総合的に評価し、見直しを行います。評価・検証（Check）及び計画の改善（Action）の内容は、市民に分かりやすく発信します。



【PDCA サイクル】

(2) 目標指標の設定

計画の達成状況をフォローアップするために、下表の通り目標指標を定めます。計画の中間段階で指標や数値の見直しを検討します。

【目標指標】

	指標	基準値	目標 (令和12年度)
はじめる	自転車ネットワーク路線の整備延長 ^{※1} 〔短期路線の整備延長〕	15.4km (令和2年度)	39.5km
	自転車での走りやすさが「走りやすい」と感じる人 〔自転車ネットワーク路線の検討範囲内の方を対象〕 (自転車利用実態調査より)	市民：19% 高校生：33% (令和元年度)	+10 ㊦
とめる	富山駅周辺の駐輪場 ^{※2} における 1日あたりの駐輪台数	1,295台 (令和元年度)	1,400台 ^{※3}
	駐輪場のマナーが悪いと思う人 (自転車利用実態調査より)	市民：33% 高校生：31% (令和元年度)	-10 ㊦
いかに	アヴィレの延べ利用回数	74,422回 (令和元年度)	↗増加
	自転車の利用頻度 〔月に数回以上利用〕 (自転車利用実態調査より)	市民：34% (令和元年度)	+10 ㊦
まもる	自転車事故件数	134件 (令和2年)	134件以下
	自転車損害賠償責任保険への加入率 (自転車利用実態調査より)	市民：29% (令和元年度)	50% ^{※4}

※1 本表における自転車ネットワーク路線の整備延長は、該当区間の上り下りの合計ではなく、道路延長とします。

※2 富山駅周辺の駐輪場とは、富山駅南第1自転車駐車場、富山駅南第2自転車駐車場、富山駅北自転車駐車場、富山駅東暫定自転車駐車場の4ヶ所の駐輪場と、今後整備される駐輪場のことをいいます。

※3 富山駅周辺の駐輪場の今後の整備計画を踏まえ、変更する場合があります。

※4 国が平成30(2018)年に実施した調査では、自転車損害賠償責任保険への加入義務・努力義務の条例がある、もしくは、ない5都府県における平均加入率が48.7%となっています。

2 第2次富山市スポーツプランの策定について

[スポーツ健康課]

概 要

平成23年6月に策定した「第1次富山市スポーツプラン」が令和2年度をもって期間満了を迎えることから、「第2次富山市スポーツプラン」を策定したものの。

第2次富山市スポーツプラン

概要版



1 計画の概要

- ・このプランは、「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月、文部科学省）を踏まえるとともに、「第2期元気とやまスポーツプラン」（令和2年4月、富山県）や「第2次富山市総合計画」（平成29年3月）等との整合を図り、市民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができるスポーツ社会を実現するための施策の基本的な方向性を示すものです。
- ・このプランの期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。なお、期間の中間（おおよそ5年後を目途）にプランを見直し、適切に対応します。

2 計画の策定・推進

- ・スポーツ施策を総合的かつ計画的に推進等するため、スポーツ基本法第31条の規定に基づく「富山市スポーツ推進審議会」を設置しています。
- ・このプランの策定にあたっては、市民の意見等を把握するためアンケート調査等を実施するとともに、富山市スポーツプラン検討委員会において検討を重ね、富山市スポーツ推進審議会において審議いただきました。
- ・このプランの推進にあたっては、富山市スポーツ推進審議会にこのプランに示す指標や主要事業について報告し、その審議結果の施策への反映に努めるとともに、（公財）富山市体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体、福祉保健部、教育委員会など関係部局との連携や市民との協働に取り組みます。

3 基本理念

スポーツに親しみいつまでも健康で豊かに暮らすまちづくり

※このプランでは、「スポーツ」は、スポーツ基本法と同様、競技スポーツだけでなく、交流が図られるレクリエーション活動、散歩、ラジオ体操などの軽い運動を含めた様々な身体活動も「スポーツ」として取り扱います。

4 基本目標

- ① スポーツ活動の充実
- ② スポーツ拠点の整備・充実



※ ◆のスポーツを「する」「ささえる」「みる」は「第2期スポーツ基本計画」による分野で、「つながる」は「第2期スポーツ基本計画」の考え方をもとに富山市独自で定めた分野です。



1 生涯スポーツの推進

スポーツを「する」

- (1) 子どものスポーツライフの推進 ～子どもの体力の向上～
- (2) 若者・中高年者のスポーツライフの推進 ～スポーツへの参加機会の拡充～
- (3) 高齢者のスポーツライフの推進 ～身近な地域で継続的に活動できる環境の整備～
- (4) あらゆる世代・人に対応したスポーツ（ユニバーサルなスポーツ）の推進
～スポーツを通じた共生社会の実現～

☑ 指標

項目名	基準（基準年度）	目標（令和12年度）
成人の週1回以上のスポーツ実施率 ※1	49.0% (R2)	65.0%以上
スポーツをすることが好きな児童生徒の割合 ※2	《児童》 男子：66.1% (R2) 女子：57.1% (R2) 《生徒》 男子：61.4% (R2) 女子：38.5% (R2)	《児童》 男子：全国平均以上 女子：全国平均以上 《生徒》 男子：全国平均以上 女子：全国平均以上
ウォークイベントの参加者数 ※3	1,826人 (R1)	3,000人以上

- ※1 アンケート調査において直近1年間に運動やスポーツを週に1日以上実施したと回答した成人（18歳以上80歳未満）の割合で、「スポーツ基本計画」（文部科学省）における目標値（65%程度【参考】令和元年度全国平均＝53.5%）の達成を目指します。
- ※2 アンケート調査において運動やスポーツをすることが好きと回答した児童（小学5年生）及び生徒（中学2年生）の割合で、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省）における全国平均（【参考】令和元年度＝《児童》男子：71.2% 女子：55.5% 《生徒》男子：62.9% 女子：46.9%）以上を目指します。
- ※3 四季のウォーク、地域のウォークの参加者数及び親子トレッキング補助金の利用者数で、過去10年間において最も多い実績（平成23年度＝3,136人）と同等の参加を目指します。

☑ 主要施策・事業

施策・事業名	実施概要
ウォークの推進	誰もが気軽に取り組める運動種目であるウォークをイベント等により推進します。
健康・体力づくり事業	子どもや中年期、高齢期などライフステージに合わせた運動指導・運動啓発をスポーツ教室等により推進します。
各種スポーツ教室の開催	地域住民が集う、地区・校区スポーツ教室等について各団体が連携し開催できる枠組みについて検討します。
市民スポーツ・レクリエーション祭の開催	地域交流に重点を置き、幅広い年齢層が参加する、市民スポーツ・レクリエーション祭の開催を支援します。



四季のウォーク



市民スポーツ・レクリエーション祭

【提供】
（公財）
富山市
体育協会

2 競技スポーツの推進

スポーツを「する」

- (1) 競技力の向上 ～全国や世界で活躍できるトップアスリートの育成・強化～
- (2) 組織の充実 ～競技力向上のための競技団体組織の充実～

☑指標

項目名	基準（基準年度）	目標（令和12年度）
国民スポーツ大会等出場者数 ※1	1,470人（H30）	1,560人以上
国民スポーツ大会等優勝競技数 ※2	7競技（H30）	10競技以上

※1 国民スポーツ大会（令和5年まで国民体育大会）及び国際大会等への富山市からの出場者数で、毎年0.5%の増加を目指します。

※2 国民スポーツ大会（令和5年まで国民体育大会）及び国際大会等への富山市からの出場者が優勝した競技数で、出場者数とともに向上を目指します。

☑主要施策・事業

施策・事業名	実施概要
ジュニア特別強化事業	全国や世界で活躍するジュニア選手と富山市を代表するスポーツを育成するため、競技種目を指定し、競技力の特別強化を実施します。
指導者招聘事業	国内トップレベルの指導者を招聘し、最新の競技技術や指導技術について講義、実技指導を仰ぎ、市内選手の競技力と指導者の指導力の向上を図ります。
各競技団体への支援	市民のスポーツ意識の高揚を図るため、市内で開催される全国・北信越規模の大会や各地域で開催している地域独自の特色ある大会を通して各競技団体を支援します。

3 学校における体育・運動部活動等の充実

スポーツを「する」

- (1) 生きる力をはぐくむ体育・スポーツの推進 ～たくましい心身を養う～
- (2) 体育・運動部活動を行うための環境整備 ～安心してスポーツ活動ができる環境の確保～
- (3) 子どもの望ましい生活習慣づくりの推進 ～運動・食事・睡眠の調和のとれた生活～

☑指標

項目名	基準（基準年度）	目標（令和12年度）
体育の授業を楽しいと思う児童生徒の割合 ※1	《児童》 男子：62.2%（R2） 女子：55.3%（R2） 《生徒》 男子：57.0%（R2） 女子：44.8%（R2）	《児童》 男子：全国平均以上 女子：全国平均以上 《生徒》 男子：全国平均以上 女子：全国平均以上
運動部に所属している生徒の割合 ※2	男子：70.5%（R2） 女子：48.1%（R2）	男子：全国平均以上 女子：全国平均以上

※1 アンケート調査において体育の授業を楽しいと思うと回答した児童（小学5年生）及び生徒（中学2年生）の割合で、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省）における全国平均（（参考）令和元年度＝《児童》男子：73.8% 女子：60.2% 《生徒》男子：52.8% 女子：40.7%）以上を目指します。

※2 アンケート調査において運動部に所属していると回答した生徒（中学2年生）の割合で、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省）における全国平均（（参考）令和元年度＝男子：76.0% 女子：57.9%）以上を目指します。

☑主要施策・事業

施策・事業名	実施概要
スポーツ指導者派遣事業	小学校等の要望に合わせ、スポーツ指導員資格や教員免許（保健体育）を持つ者をスポーツ指導者として派遣することにより、体力向上への取組や教員向け指導者研修会の開催を支援します。

4 スポーツの拠点づくり

スポーツを「ささえる」

- (1) 市営スポーツ施設の充実 ～市営スポーツ施設の整備・充実～
- (2) 市立学校体育施設の開放 ～身近なスポーツ活動拠点の活用促進～
- (3) 民間・商業スポーツ施設との連携 ～民間・商業スポーツとの連携～

☑指標

項目名	基準（基準年度）	目標（令和12年度）
市営スポーツ施設の年間利用者数 ※1	285万人（R1）	300万人以上
市営体育館の年間稼働率 ※2	42.9%（R1）	45.0%以上

※1 市営スポーツ施設（体育館、野球場、プール、錬成館）及び学校体育施設の利用者数（100万人未満四捨五入）で、過去10年間において最も多い実績（平成30年度＝約305万人）と同等の利用を目指します。

※2 市営スポーツ施設のうち体育館における2時間あたりのアリーナや諸室の占有率を稼働率として算出した平均値で、市民の利用しやすい環境づくりによる稼働率向上を目指します。

☑主要施策・事業

施策・事業名	実施概要
市営拠点スポーツ施設の長寿命化対策事業	市民が継続的に安全・安心、快適に利用できる施設環境を確保するため、総合体育館など富山市として所有・管理していく16施設を対象に、中長期的な改修計画に基づき、施設の改修、設備の更新を実施します。
学校体育施設の整備	地域住民等のスポーツの場として開放している学校体育施設の施設環境（防球ネットや夜間照明設備等）を整備します。

5 スポーツ指導者と組織の育成

スポーツを「ささえる」

- (1) スポーツ指導者の育成 ～多様化するニーズに対応する指導者の育成～
- (2) スポーツ指導者の活用 ～多様化するニーズに対応する指導者の活用～
- (3) 組織の育成 ～スポーツ団体の育成支援～

☑指標

項目名	基準（基準年度）	目標（令和12年度）
スポーツ推進委員の活動参加率 ※1	15.7%（R1）	30.0%以上
総合型地域スポーツクラブの会員数 ※2	9,925人（R1）	11,000人以上

※1 スポーツ推進委員の地区活動や研修会等への参加率で、参加率の向上を目指すことで活動の活性化を図ります。

※2 過去10年間において最も多い実績（平成24年度＝11,268人）と同等の加入を目指すことで、地域スポーツの推進を図ります。

☑主要施策・事業

施策・事業名	実施概要
スポーツ推進委員の活動促進	スポーツ推進委員の研修会等の開催や、県外研修会の参加補助を行い、推進委員の資質向上を図ります。
健康・体力づくり事業	（公財）富山市体育協会を通じ、子どもや高齢者に対する運動指導者向けの講習会を開催し、指導者の資質向上に努めます。
指導者招聘事業（再掲）	国内トップレベルの指導者を招聘し、最新の競技技術や指導技術について講義、実技指導を仰ぎ、市内選手の競技力と指導者の指導力の向上を図ります。
総合型地域スポーツクラブの活動支援	市ホームページでの紹介やスポーツ健康課窓口でのチラシ・パンフレットの設置など、各クラブの情報の提供を行うとともに、クラブ運営等に関する相談に対応します。

- (1) 地域のスポーツ文化の形成 ～「みる」スポーツを通じた地域の活性化～
- (2) 地域のスポーツイベントやスポーツ拠点の活用 ～スポーツ参画人口の拡大と地域の活性化～
- (3) 地域のスポーツ情報の提供 ～スポーツに参画する人に対する情報の充実～

☑指標

項目名	基準（基準年度）	目標（令和12年度）
地域のプロスポーツの観戦率 ※1	《競技場等》 成人：7.1% (R2) 児童生徒：32.8% (R2) 《テレビ等》 成人：11.5% (R2) 児童生徒：29.5% (R2)	《競技場等》 成人：10.0%以上 児童生徒：35.0%以上 《テレビ等》 成人：15.0%以上 児童生徒：35.0%以上
スポーツを通じた交流に意義を感じている人の割合 ※2	26.1% (R2)	30.0%以上
とやまスポーツネット年間アクセス件数 ※3	96,403件 (R1)	110,000件以上

※1 アンケート調査において直近の1年間に地域のプロスポーツ（富山サンダーバーズ（野球）、カタール富山（サッカー）、富山グラウジーズ（バスケットボール））を競技場等またはテレビ等で観戦したと回答した成人（18歳以上80歳未満）及び児童生徒（小学5・中学2年生）の割合で、令和2年富山市アンケート調査結果からの向上を目指します。

※2 アンケート調査において運動やスポーツが友人や仲間との交流のために意義があると回答した成人（18歳以上80歳未満）の割合で、令和2年富山市アンケート調査結果からの向上を目指します。

※3 誰もが利用しやすいシステム環境の充実を図ることにより、アクセス件数の増加を目指します。

🗨️主要施策・事業

施策・事業名	実施概要
地域のプロスポーツチームの活動支援	地域に根ざした活動を行っている地元のプロスポーツチームを支援することにより、観客動員の増加や富山市のさらなる活性化を図ります。
TOYAMA TOWN TREKKING SITE の利用促進	ウォーキング・ランニングの交流拠点として、まちなかにおける市民の健康行動の促進を図ります。
とやまスポーツネットを通じた情報提供	インターネットを通じて、スポーツ施設の予約や休館情報などを伝えるとともに、今後はキャッシュレス決済や県内スポーツ施設との情報連携にも対応できる更新について検討します。



TOYAMA TOWN TREKKING SITE
（富山市総合体育館内）



TOYAMA TOWN TREKKING SITE
電動式（左）・自走式（右）
ランニングマシン